
基本計画

基本方針 1

人と自然が調和したまちづくり

基本目標 1 永遠^{とわ}に続く豊かな自然づくり

1 自然と人が奏でる潤いあるまちへ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 本町には、豊かな森林やそこからあふれ出る清流など自然環境が豊富に残されており、町民の暮らしに欠かすことができないものとなっています。豊かで安心できる生活環境を築く上で森林の役割は大きく、森林を保全することにより、災害の抑制や地球温暖化の防止にもつながります。人と自然は、お互いを育み合う関係であることを認識し、自然への思いやりを大切にしながら、守り育て、未来へと引き継いでいくことが必要です。また、本町全体はジオパーク※として認定され、「白滝遺跡群出土品」は国宝に指定されています。自然の豊かさはその土台である大地の成り立ちに深く関係していることから、これらを取り巻く環境を守ることの大切さを学び、理解を深めていくことが必要です。
- (2) 本町の面積の約9割を森林面積が占めていることから、森林の多面的機能を総合的に発揮できるよう森林環境整備などを推進しています。今後も、自然と人が共存し、美しい景観を守っていくことが必要です。
- (3) 林業は農業と並ぶ基幹産業でしたが、担い手の高齢化や人材不足が原因で、一部管理の行き届かない山が見受けられます。植栽、下刈り・間伐、伐採という森を育むサイクルが今後も継続できるよう体制の維持に努めるとともに、町産木材活用を拡大していくことが必要です。
- (4) 森林が育んだ清流は湧別川に合流し、恵みを運んでいます。河川は私たちの生活に豊かな水資源をもたらす一方で、氾濫など災害を引き起こす要因ともなるため、生態系への負荷に配慮しながら、河川環境の保全に努めることが必要です。また、河川の保全には流域全体の連携が不可欠であり、地域や組織の垣根を越えて河川環境を守っていくことが重要です。
- (5) 化石燃料の使用によるCO₂排出は地球温暖化の要因とされています。景観や自然環境への負荷に配慮した新・省エネルギーの利用を促進し、エネルギーの地産地消※やゼロカーボン※に向けた取組が必要です。

基本的な考え方

- ・便利なくらしは自然環境に負荷を与えることを忘れることなく「自然と共生する」まちづくりに取り組みます。

施策

施 策		主な内容
(1)	自然環境との共生と次世代への継承	①自然保護に関する啓発活動の推進 ②外来生物による生態系かく乱の防止 ③自然体験を通じた学び環境の充実 ④緑化・美化運動の推進
(2)	景観に配慮した森林環境の保全・整備	①計画的な森林整備と保全 ②多面的機能向上のための森林環境整備 ③景観に配慮した森林形成 ④森林環境保全による恵みの創出
(3)	林産業と他産業間連携の促進	①町産木材の活用 ②持続可能な循環型林産業の確立 ③「森林の町」としての認知度向上
(4)	河川の整備	①流域自治体及び関係機関との連携 ②自然環境や景観に配慮した河川の整備 ③治水、資源、防災等の影響に配慮した河川環境の整備と推進
(5)	自然環境と調和した新・省エネルギーの取組	①新・省エネルギーの普及啓発 ②ゼロカーボン※の推進 ③再生可能エネルギーの利活用

指標

指標名	現状値	目標値
温室効果ガスの年間排出量	(令和 5 年度) 12,204 t -CO ₂	(令和 12年度) 8,736 t -CO ₂
民有林総面積	(令和 5 年度) 18,489ha	(令和 12年度) 18,499ha
河川改修延長(延べ数)	(令和 6 年度) 0 m	(令和 11年度) 80m
再生可能エネルギー設備導入施設数	(令和 6 年度) 4 件	(令和 11年度) 5 件

関連する計画

「遠軽町環境基本計画」

「遠軽町森林整備計画」

「遠軽町地球温暖化対策実行計画」

関連性の高いSDGs



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



15 陸の豊かさを守ろう

基本方針1

人と自然が調和したまちづくり



基本目標2 持続可能な基盤づくり

1 地域における利便性の維持・向上

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 人口減少や高齢化が急激に進むことで、これまで一定の人口密度によって保たれてきた医療・福祉・子育て支援・商業・教育などの生活をささえる都市機能の確保が困難になる恐れがあり、これまで以上に「コンパクトシティ※」の重要性が高まっています。地域の実情に沿って都市機能を集約しつつ、居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら人口密度を維持することが、持続可能で利便性の高いまちづくりにつながります。また、新しく整備する施設はもちろん、既存施設も含めてユニバーサルデザイン※を導入し、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが生活しやすい思いやりのあるまちづくりを推進していくことも重要です。
- (2) 地理情報システム(GIS)※を総合的に活用し、各分野に関わる情報データを整備・管理しています。今後はさらなる効率的な情報管理を行い、有効活用していくことが必要です。

基本的な考え方

- ・地域の実情に沿ったユニバーサルデザイン※のまちづくりを推進します。

施策

施 策		主な内容
(1)	コンパクト・プラス・ネットワークの構築	①まちづくりの計画的な推進 ②町民の意見を踏まえた市街地整備の推進 ③全町的な交通体系と連携したまちづくりの推進
(2)	土地情報の適切な管理と総合的な活用	①土地情報の適切な管理と総合的な活用 ②地理情報システム(GIS)※の総合的な活用

指標

指標名	現状値		目標値	
用途地域内の人口密度	(令和6年度)	20.64人／ha	(令和11年度)	18.80人／ha
G I S利用業務数	(令和6年度)	33業務	(令和11年度)	36業務

関連する計画

「遠軽町都市計画マスタープラン」
「交通バリアフリー基本構想」

関連性の高いSDGs

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

11 住み続けられるまちづくりを



11 住み続けられるまちづくりを



2 人と時を想う道路環境の整備と充実



現状と課題

- (1) 市街地を縦横に走る町道は、町民の日常生活をささえる道路として、安心・安全な道路となるよう、緊急性を考慮しながら整備していく必要があります。また、多くの橋りょう、道路構造物などの老朽化が進んでおり、安全性や利便性を確保するため、これまでの事後対応から計画的かつ予防的な対応を取り入れ、長寿命化によるコスト縮減を図っていく必要があります。
- (2) 商業、医療などの町民の生活に必要な機能の多くが遠軽地域に集積している状況がある中で、遠隔地域に暮らす町民の利便性に配慮しながら、思いやりのある道路環境の整備を図るとともに、この地方の中心地としての役割を踏まえた道路環境の充実についても、町民の意見を反映させ取り組んでいくことが重要です。
- (3) 高速交通ネットワークの整備が進み、新たな交通ネットワークが形成されつつあります。企業誘致をはじめとする地域経済の活性化や観光面における交流人口の増加、さらには「命の道」として都市病院とのアクセス時間が短縮されるなど、多方面からの活用が期待されています。

基本的な考え方

- ・今あるインフラ※を大切に生かし、高速交通網の延伸も踏まえ、計画的な交通道路ネットワークの構築を図ります。
- ・人にも自然にも思いやりのある道路環境の整備に取り組みます。

施策

施 策		主な内容
(1)	緊急度、安全性などを優先した計画的な道路環境の推進	①国道・道道の整備促進 ②町道の整備 ③橋りょうの整備 ④道路構造物の予防保全・老朽化対策(長寿命化)の推進
(2)	円滑的な交通の確保	①町道の維持管理 ②誰もが使いやすい歩道の整備 ③除排雪体制の充実等
(3)	高速交通ネットワークの整備促進	①高規格幹線道路の促進

指標

指標名	現状値	目標値
道路改良延長(延べ数)	(令和6年度) 340m	(令和11年度) 1,750m
除雪延長	(令和6年度) 335,454m/年	(令和11年度) 335,454m/年
道路関係要望活動回数	(令和6年度) 年5回	(令和11年度) 年5回

関連する計画

「遠軽町橋梁長寿命化計画」
「遠軽町トンネル長寿命化計画」
「遠軽町シェッド長寿命化計画」
「遠軽町横断歩道橋長寿命化計画」
「交通バリアフリー基本構想」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



3 公共交通の利便性の向上



現状と課題

- (1) 石北本線は旅客利用の減少が進み、平成28年にＪＲ北海道が公表した「単独では維持困難な路線」の一つとされました。現在、ＪＲ北海道と沿線自治体とが線区を維持するための仕組みづくりを一体的に検討しています。石北本線を守るための方策を他の沿線自治体などと連携して進めるとともに、食料輸送など路線の重要性について国民的な理解を広げる必要があります。
- (2) バス・タクシーは、人口減少やマイカー利用の拡大により需要の減少が進む一方で運転手の確保が課題となっています。高齢化が進む中、自動車がなくとも生活ができる環境の確保が求められています。

基本的な考え方

- ・公共交通ネットワークの維持及び存続とともに、利便性向上を図ります。

施策

施 策		主な内容
(1)	ＪＲ石北本線の維持	① ＪＲ石北本線の維持に向けた取組 ② ＪＲ遠軽駅を中心とした地域活性化の推進
(2)	公共交通の確保と利便性向上	① 都市間高速バス路線の確保 ② 生活バス路線の利便性向上 ③ タクシー事業者等ラストワンマイル交通※の確保 ④ オホーツク紋別空港の利用促進 ⑤ 交通モード間の連携強化

指標

指標名	現状値		目標値	
公共交通利用者数	(令和4年度)	55,664人	(令和11年度)	54,500人
公共交通収支率※	(令和4年度)	14.3%/年	(令和11年度)	16%/年
公共交通経費額※	(令和4年度)	113,672円/年	(令和11年度)	100,000円/年

関連する計画

「遠軽地区地域公共交通計画」

関連性の高いSDGs

3

すべての人に健康と福祉を



3 すべての人に健康と福祉を

9

産業と技術革新の基盤をつくろう



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

11

住み続けられるまちづくりを



11 住み続けられるまちづくりを



4 放送・通信環境の整備



現状と課題

- (1) 情報・通信ネットワークは、日常生活や経済活動に欠かせません。令和4年度までに光ファイバー網の整備は100%の人口カバー率となったものの、農地や交通路線などの未カバーエリアがあり、携帯電話不感エリアについても一部の住宅所在地や交通路線上などに残っています。災害時などの緊急時の通信手段として情報・通信ネットワークは重要な役割を担っているなど、本町のインフラ※として不可欠なものであり、関係機関や民間企業と連携し、整備を進めていくことが重要です。また、さまざまな情報をオープンデータ化※し、官民での相互活用を推進する必要があります。
- (2) デジタル社会の実現に向けて多岐にわたりデジタル化が加速しています。情報のデジタル化が進展する中で、さまざまな要因からそれらを利用できない人と利用できる人の間で、手にすることができる情報の量や質などに差が生じており、このままこの差が広がると、デジタル知識がない人が社会から取り残されたり、経済格差が拡大したりするなどのおそれがあります。この情報格差を改善するために、それらを使える知識や技術を普及するなどの支援が重要です。また、新しい技術に対応できる人材育成とともに、デジタル技術の社会実装を進めることが必要です。
- (3) ラジオ聴取環境については、都市部とその他の地域の間で受信状況に差があるのが現状です。本町においては、ラジオ難視聴エリアが町域に広く所在します。テレビ受信環境については、共同受信施設などの整備によりほとんどの地域をカバーできていますが、機器更新などの施設の維持管理について課題があります。インターネットを活用したラジオ聴取は可能な状況ですが、災害などの発生時に停電や通信インフラ※の遮断などが想定され、緊急情報を即座に提供できる重要なメディアとして、いつでも利用できる環境を整備し、施設を大切に使い維持管理に努めていく必要があります。

基本的な考え方

- ・ デジタル情報・通信技術に対応できるよう、通信環境の整備及び情報化に対応できる知識の普及に努めます。
- ・ テレビ・ラジオの視聴環境の整備に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	情報基盤の整備	①通信インフラ※の整備・活用 ②オープンデータ化※の検討
(2)	地域社会のデジタル化	①デジタル技術を活用したスマート化※を推進 ②デジタルデバイト※対策の推進 ③学校教育におけるデジタル教材の活用
(3)	視聴環境の維持	①ラジオ難聴地域への対策・支援 ②地上デジタル放送難視聴地域への対策・支援

指標

指標名	現状値		目標値	
公共施設における公衆無線LANの利用可能施設数	(令和6年度)	11施設	(令和11年度)	15施設
マイナンバーカードの保有率	(令和6年度)	78%	(令和11年度)	81%
テレビ難視聴共同受信設備※数	(令和6年度)	8設備	(令和11年度)	8設備

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標 1 住みごこちの良い生活環境づくり

1 住宅環境の向上

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 人口減少を背景に町内の空家・空地は増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されています。手入れがされていないものは景観を損ねるばかりでなく、火災や倒壊、犯罪の発生など防災・防犯面からも懸念されます。手入れがされない空家・空地の発生を抑制するとともに、有効利用を図ることが必要です。また、倒壊の危険性、衛生上の問題などがある空家は、法に基づき適正に対策を実施していくことが求められます。
- (2) 公共賃貸住宅については、計画的な更新や長寿命化を行うとともに、ライフスタイルの変化に伴う多様なニーズに対応した住宅整備が求められています。また、住宅の配置にあたっては、コンパクトなまちづくりに配慮し、入居者の利便性を高めていくことが必要です。

基本的な考え方

- ・人口減少に伴い空家・空地の増加が今後も見込まれることから、総合的な空家・空地対策に取り組む、キレイなまちなみづくりを進めます。
- ・公共賃貸住宅の入居者が良好な住環境が得られるよう整備と維持管理に努めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	総合的な空家・空地対策の推進	①空家の適正管理と発生の抑制 ②空家・空地の活用 ③危険性等のある空家に関する対策の推進
(2)	公共賃貸住宅の整備、利便性の向上	①入居者の特性を踏まえた公共賃貸住宅の整備 ②転居等の入居基準の見直し ③入居者の生活状況に合った住宅利用の検討

指標

指標名	現状値		目標値	
特定空家※等の除却数(延べ数)	(令和6年度)	0棟	(令和11年度)	3棟
公共賃貸住宅の整備戸数	(令和6年度)	950戸	(令和11年度)	900戸

関連する計画

「遠軽町住生活基本計画」
「遠軽町町営住宅長寿命化計画」
「遠軽町耐震改修促進計画」
「遠軽町空家等対策計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



2 美しいまちなみの形成



現状と課題

- (1) 町内の街路樹や花壇については、今後も美しいまちなみを維持するために適切な整備と維持管理を図っていく必要があります。近年、空き店舗が増加しており中心街がシャッター街となってしまうことや老朽化により損壊の可能性のある空き店舗もあります。にぎわいの創出を図り、これらの解消を図る必要があります。
- (2) 美しいまちなみを形成し維持していくためには、町民のモラルの向上が必要となります。路上へのポイ捨てや不法投棄など、未だに後を絶たないことから、町民一人ひとりのキレイ意識の向上を図るとともに、環境美化活動を充実させることが求められます。

基本的な考え方

- ・持続可能な美しいまちなみづくりを図ります。
- ・町民一人ひとりの景観や環境に対するキレイ意識の向上を図ります。

施策

施 策		主な内容
(1)	美しい景観の整備	①花壇、街路樹の整備と維持管理 ②中心街のにぎわい創出による空き店舗等の解消
(2)	キレイ意識の向上	①環境や景観の美化に対する町民意識の向上 ②環境美化活動の促進 ③衛生に関する啓発

指標

指標名	現状値		目標値	
道路の美化活動	(令和6年度)	9路線	(令和11年度)	9路線

関連する計画

「遠軽町公園施設長寿命化計画」

「遠軽町環境基本計画」

関連性の高いSDGs

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

11 住み続けられるまちづくりを



11 住み続けられるまちづくりを



3 上下水道の充実



現状と課題

- (1) 水道事業については、遠軽、瀬戸瀬、社名淵、生田原、安国、丸瀬布、上武利及び白滝の各地域に水道施設を整備し、安全でキレイな水を安定して供給しています。また、これまで表流水を水源とする浄水場においては、集中豪雨などによる濁水の処理に苦慮していましたが、清川浄水場については滞水池※(愛称：えんため〜る)を整備し、集中豪雨などの際にも長時間キレイな水を確保することが可能となっています。水質についても定期的に検査・確認を行い、有害物質が含まれていないことを確認しています。引き続き、安全でキレイな水を供給するため、老朽化した施設の更新や耐震化などを計画的に進めていくとともに、災害時などにおいても安定した給水ができる体制づくりに努める必要があります。また、限りある資源である水を有効に活用していくため、節水について協力を働きかけることも重要です。
- (2) 下水道事業については、下水道処理区域内水洗化率が令和5年度末に96%となり、健康で衛生的な生活にはなくてはならないものとなっています。また、下水道未接続住宅の水洗化に努める必要があります。
- (3) 本町の上下水道事業は、公営企業として事業を運営しています。今後も、人口減少などの影響による料金収入の減少が進んでいく中で、計画的で健全な事業運営を維持するために水道料金及び下水道使用料収入の確保に努めるとともに、使用料金の見直しについても検討する必要があります。

基本的な考え方

- ・安全でキレイな水を安定供給するため、水道施設の計画的な整備・更新と効率的な維持管理を進めます。
- ・下水道計画区域内での計画的な下水道整備と維持管理を推進するとともに、未整備地区の効率的な下水処理対策に取り組みます。
- ・効率的な上下水道事業運営を進め、計画的で健全な事業経営に努めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	安全でキレイな水の安定供給	①水道施設の計画的な整備・更新、維持管理 ②水質の管理・検査体制の充実 ③節水や水の有効利用に対する意識づくり
(2)	下水道施設の整備と維持管理	①下水道施設の計画的な整備・更新、維持管理 ②下水道計画区域内での水洗化の促進 ③未整備地区の効率的な下水処理の推進

施 策		主な内容
(3)	上下水道事業の健全な運営	①上下水道事業に係る計画的な財政運営の推進 ②水道料金・下水道使用料収入の確保 ③水道料金・下水道使用料金の見直しの検討

指標

指標名	現状値		目標値	
水道有収率※	(令和5年度)	57.00%	(令和11年度)	62.00%
下水道水洗化率※	(令和5年度)	96.00%	(令和11年度)	97.00%
水道料金回収率※	(令和5年度)	82.97%	(令和11年度)	100%以上
下水道経費回収率※	(令和5年度)	109.12%	(令和11年度)	100%以上

関連する計画

「遠軽町水道事業ビジョン」
「遠軽町公共下水道事業計画」
「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

関連性の高いSDGs



6 安全な水とトイレを世界中に



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標 2 安心して安全に暮らせる明るいまちづくり

1 消防・救急体制の充実



現状と課題

- (1) 町内には、消防署と3出張所があるほか、各地域に消防団が組織され、消火活動をはじめさまざまな災害から町民の生命・財産を守る重要な役割を担っています。災害の多様化・複雑化や社会構造の変化にも柔軟に対応できる消防力を維持していくことが求められています。地域防災力の中核を担う消防団員の加入促進や災害時の救護、避難誘導活動に注力できる人的資源の確保に努めていかなければなりません。また、救急活動においては、高齢化社会の進展に伴い、高齢者を対象とする救急出動件数は今後ますます増加していくことが予測されています。この救急需要に対応するため、町内医療機関とのさらなる連携強化に取り組み、北見市や旭川市などの高次医療機関への転院搬送の要請にも即応できるよう、広域消防のメリットを最大限に生かし、救急出動体制を強化していく必要があります。さらには、消防・救急車両、装備や資機材についても、社会情勢に対応し計画的に更新していくことが必要となります。
- (2) 消防の一環として、広報や関連イベントなどを通じて火災予防の大切さを啓発しています。今後もさまざまな機会を通じて、火災を未然に防ぐ意識を向上させることが必要です。救急については、救急車を呼ぶべき正しい状況を町民へ啓発することで、不要な救急搬送を減らし、医療資源を本当に必要なところへ配分することが必要です。また、町内の各施設において、AED※の設置が進んでいますが、心肺蘇生法やAED※の講習会への積極的な参加を促進し、緊急時に慌てず対処できる技術や知識を広めるとともに、AED※のバッテリーや器具などの適正な管理が必要です。

基本的な考え方

- ・消防・救急体制を強化するため、消防団などへの加入促進や装備、資機材などの充実に取り組みます。
- ・火災を未然に防ぐ意識向上、救急車呼び出しへの正しい理解促進、救急時の対応に関する知識の普及に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	消防・救急体制の充実	①救急・救助・搬送体制の強化 ②消防団等への加入促進 ③消防・救急施設、装備、資機材等の充実
(2)	消防・救急に対する町民意識の向上	①火災予防意識の向上 ②救急車の適正な呼び出しの啓発 ③心肺蘇生法講習会等、応急手当の普及 ④AED※の適正管理

指標

指標名	現状値		目標値	
救急出動件数	(令和5年度)	1,027件	(令和11年度)	1,020件
消防団員数	(令和5年度)	230人	(令和11年度)	253人

関連する計画

「遠軽地区広域組合公共施設等総合管理計画」

「遠軽地区広域組合消防施設整備計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

2 防災体制の充実



現状と課題

- (1) 近年、各地で大規模な災害が発生しています。本町においても、平成28年に一週間に三つの台風が連続して北海道に上陸し、その影響による降雨で町内各地に甚大な被害が発生しました。また、平成30年には北海道胆振東部を震源とする大規模地震が発生し、この影響で北海道のほぼ全域で電力が止まる事態（ブラックアウト）となりました。突発的に発生する災害に対し、人的・経済的被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者などが自ら取り組む「自助」、身近な地域やコミュニティにおいて町民などが力を合わせて助け合う「共助」が必要となります。
- (2) 本町は比較的災害が少ない地域であり、実際に災害を経験したことがない世代が存在し、災害への備えが希薄になることが想定されるため、子どもの頃からの防災教育の充実を図り、防災意識の高い「人づくり」を進めていくことが求められます。また、デジタルを活用した防災啓発情報の発信や出前講座などを実施することで、自治会や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることが必要となります。

基本的な考え方

- ・自助、共助など災害に対する町民意識の高揚や防災体制の整備・強化をし、公助の充実に取り組みます。

施策

施策		主な内容
(1)	地域防災力の向上	①災害時における多様な伝達手段の確立 ②計画的な防災備蓄品の整備 ③避難体制の充実（体制の整備、訓練の実施） ④地域防災力の向上促進（自主防災組織の結成促進）
(2)	防災教育の充実	①幼少期からの防災教育の推進 ②防災対策意識の高揚

指標

指標名	現状値		目標値	
防災備蓄品の備蓄量	(令和6年度)	約180人分	(令和11年度)	約250人分
1日防災学校実施回数	(令和6年度)	1回/年	(令和11年度)	4回/年

関連する計画

「遠軽町強靱化計画」
「遠軽町地域防災計画」
「遠軽町水防計画」
「遠軽町国民保護計画」
「遠軽町災害廃棄物処理計画」

関連性の高いSDGs



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



3 交通安全・防犯の推進

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 交通安全指導員による活動や交通安全教室などを通じて、子どもから高齢者まで地域社会全体で交通安全意識を高めていくよう努めていますが、町内に住む外国人も増加傾向にあることから、外国人向けの交通安全教育の検討も必要です。近年の交通事故の傾向を全国的に見ると高齢者の交通事故が増加しています。自動車による事故だけではなく、自転車や歩行者による事故も含めて高齢者が関わる交通事故は深刻な結果を招くことが多いため、適切な対策が求められます。交通事故を減らすために、交通安全に対する啓発の強化と幅広い年齢層への自転車利用に対するマナーとルールの徹底について啓発を行っていくことが必要です。また、高速交通ネットワークの整備に伴い、町内の交通量が増加していることなどを踏まえて、交通危険箇所を把握し、適切な安全対策を進める必要があります。
- (2) 防犯対策は、生活安全灯の設置などの物理的対策、防犯パトロールや啓発活動などを実施する社会的対策、学校などでの防犯教育、最新テクノロジーの活用など多面的なアプローチが求められます。また、高齢者や子どもを狙った事件が後を絶たない状況にあり、町民が犯罪の加害者や被害者とならないために、個人、地域、警察などの協力により、犯罪を未然に防ぐことに加えて、全国的にも犯罪の半数近くを占めている再犯の防止を図ることが安全で明るい生活環境を維持するために必要です。また、空き巣や窃盗などの犯罪に加え、近年では特殊詐欺や、SNS※を悪用した犯罪、さらにはインターネットの普及によるSNS※などを利用した誹謗中傷・いじめなども増えており、犯罪に対する啓発と併せてSNS※などの正しい利用法についても啓発していく必要があります。

基本的な考え方

- ・ 交通の安全を確保するため、交通安全教育を展開し、交通安全意識の向上に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ・ 地域の安全・安心を確保するため、関係機関・団体と協力し、詐欺被害の防止や防犯意識の高揚を図り、犯罪が起きない安全で明るい環境づくりを進めます。



施策

施策		主な内容
(1)	交通安全の推進	①年齢層等に応じた交通安全教育の推進 ②交通安全指導員活動の推進 ③交通安全啓発の強化 ④自転車交通安全教育の強化 ⑤交通安全施設の整備、関係機関への設置要請
(2)	防犯対策の推進	①生活安全灯の設置 ②防犯パトロールの推進 ③特殊詐欺等の被害防止に関する啓発 ④SNS※等の正しい利用方法の啓発
	再犯防止の推進	①再犯防止に対する理解の促進 ②「社会を明るくする運動」等の啓発活動の推進 ③保護司の人材確保と協力 ④更生保護事業の広報活動の推進・支援

指標

指標名	現状値		目標値	
交通事故件数(人身)	(令和5年度)	8件	(令和11年度)	0件
犯罪件数	(令和5年度)	43件	(令和11年度)	0件

関連する計画

「交通/バリアフリー基本構想」
 「遠軽町地方再犯防止推進計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に

基本目標 3 環境保全とクリーンなまちづくり

1 ごみ処理の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 本町では、ごみの再利用・再資源化に努めています。ごみの分別は町民の負担となりますが、限りのある資源の有効活用とごみの減量化が図られ、持続可能な循環型社会※を実現するために必要なものです。ごみの排出量を減らすことは、自然環境への負荷を減らすだけではなく、処理施設の延命や収集の効率化などにもつながり、最終的には町民の負担を減らすことにもなるため、町民一人ひとりがより意識してごみを減らしていくことが重要です。また、処理費用の負担増加や分別の複雑化などの理由から不法投棄が増加する傾向にあるため、さらなる指導や監視体制の強化が求められます。
- (2) ごみや資源ぶつの中間処理施設(焼却・破砕など)の運営は一部事務組合(遠軽地区広域組合)が行っており、本町のほか、湧別町・佐呂間町のごみの受入処理をしています。平成30年に「えんがるクリーンセンター」(焼却施設)、令和6年に「えんがるリサイクルセンター」(破砕など)を供用開始し、廃棄物処理を安定的かつ効果的に行っています。今後は広域運営となる最終処分場が稼働予定となっています。それぞれの施設を適正に維持管理し、ごみ処理に係る自然環境等への負担軽減を図るためごみの減量化・再資源化をさらに図っていくことが必要です。水害などの災害により発生した廃棄物の処理を迅速に行うため、廃棄物処理体制の確立と町民への理解の促進に努める必要があります。

基本的な考え方

- ・持続可能な循環型社会※を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、クリーンな環境づくりに取り組みます。
- ・処理施設の整備・更新と適切な維持管理に努め、ごみ処理の最適化を図ります。

施策

施策		主な内容
(1)	ごみの減量化・再資源化の推進	①ごみの減量化に対する理解促進、リサイクル意識の啓発 ②正しい分別に関する理解促進 ③不法投棄の防止に向けた取組
(2)	廃棄物処理体制の充実	①廃棄物処理施設の適正な整備・更新、維持管理 ②災害廃棄物の適正な処理と町民の理解の促進

指標

指標名	現状値	目標値
ごみ総排出量	(令和5年度) 1,227 g / 人・日	(令和11年度) 1,013 g / 人・日
ごみ処理場搬入量	(令和5年度) 7,836 t	(令和11年度) 5,973 t

関連する計画

「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

「遠軽町分別収集計画」

「遠軽町災害廃棄物処理計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



17 パートナーシップで目標を達成しよう

2 環境保全、環境衛生の充実



現状と課題

- (1) 昨今の環境保全を取り巻く情勢は、「持続可能な発展に向けた開発目標(SDGs※)」や「パリ協定※」の採択などに伴い経済や社会の在り方が大きく変化しており、国は2021年4月に2030年度までに温室効果ガスを46%削減(2013年度比)することを目標に掲げています。経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら脱炭素社会を実現する必要があります。本町においても、環境問題を理解し、行動を変えるための教育や啓発、さらには、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大などについて取り組んでいくことが必要です。
- (2) 油やふん尿などが河川や土壌に流出することにより、自然環境が破壊されるばかりでなく、上下水道などに大きな被害を及ぼす可能性もあります。適切な管理と事故の未然防止が求められます。環境負荷の高い生活排水処理については、下水道計画区域外における個別排水事業による浄化槽の設置を進め、環境負荷の低減を図ることが必要です。し尿処理については、本町単独よりも広域的に取り組むことにより負担軽減が期待されるため、湧別町と佐呂間町と共同で受入施設を整備する計画があります。
- (3) 町営墓地については、草刈や清掃などの維持管理を行っていますが、少子高齢化や使用者の転出などに伴い、管理が行き届かなくなるお墓も見られます。適正な使用者の継承手続きや使用区画の返還手続きを進める必要があります。また、令和2年度から合葬墓※の供用を開始しています。今後も、後継者不在などによって墓じまいをする方や経済的な事情からお墓を建てられない方が増えることが想定されるため、社会情勢に合わせた対応が求められます。

基本的な考え方

- ・地球規模での環境保全に対する意識を高め、温室効果ガスの排出抑制などの具体的な取組を進めます。
- ・クリーンな環境づくりのため、公害の監視など、環境衛生対策の充実に努めます。
- ・町営墓地及び合葬墓※の適正な整備、維持管理に努めます。



施策

施策		主な内容
(1)	環境保全の充実	①環境保全に係る学校教育と普及啓発 ②町有施設における省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制 ③再生可能エネルギーの導入促進と適切な管理方法の検討
(2)	環境衛生対策の充実	①大気・水質・土壌汚染、悪臭、騒音等の監視強化 ②環境保全、衛生に対する公共マナーの向上 ③生活排水処理の適正な推進
(3)	墓地の適正な管理運営	①町営墓地の適正な管理 ②合葬墓※の適正な整備、維持管理

指標

指標名	現状値		目標値	
油流出事故件数	(令和5年度)	1件	(令和11年度)	0件
浄化槽設置数	(令和5年度)	529基	(令和11年度)	590基
合葬墓※合計埋葬数	(令和5年度)	385体	(令和11年度)	1,000体

関連する計画

「遠軽町環境基本計画」
「遠軽町地球温暖化対策実行計画」
「遠軽町一般廃棄物処理基本計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を

基本方針 3

創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

基本目標 1 地域の資源をいかした産業のまちづくり

1 農業の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 本町の農業は基幹産業の中核として位置付けられており、畑作や酪農から生産された農産物は加工用を主に生食用としても出荷されています。不安定な国際情勢を背景に原油価格や生産資材価格の高騰、農畜産物の需要の落ち込み、さらに異常気象など、近年、町内の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。そのため、高収益作物の栽培促進や6次産業※化の促進、酪農業・畜産業を含めた農業の生産基盤の整備などを実施することにより、農業経営基盤の強化を図り、生産性と収益性の高い農産物の生産体制を築くことが必要です。
- (2) 近年においては、農家の経営規模拡大や農作業の機械化が一定程度進んだことにより、労働環境改善や生産性・収益性が向上されつつあります。しかしながら、現在も労働力が不足している状況にあり、情報通信技術やロボット技術を活用した「スマート農業※」の導入などによる農業の省力化とさらなる生産性と労働環境の改善・向上を図る必要があります。
- (3) 町内の農家戸数は、後継者不在や農業経営の大規模化などにより、減少傾向が続いています。農業人口の急速な減少に伴い、離農跡地が増加し、農地の保全にも影響を与えています。農業が将来にわたって持続可能なものとなるよう、担い手である後継者や新規就農者の育成・確保を図るとともに、農業が持つ魅力を発信していくことが必要です。
- (4) 町内の農地において、エゾシカやヒグマなどの野生鳥獣による農作物被害が多発しています。このため、侵入防止柵の設置など自己防衛を進める一方で、野生鳥獣の適切な個体数管理を図る必要があります。

基本的な考え方

- ・うるおいとゆとりが感じられ、強く魅力ある農業をつくります。
- ・担い手の確保を図り、持続可能な農業を目指します。

施策

施策		主な内容
(1)	生産性と収益性のある農業の確立	①高収益作物の栽培の促進 ②農畜産物のブランド化 ③農畜産物の品質の向上 ④安全・安心な農畜産物の生産 ⑤農畜産物を使った6次産業※化 ⑥農畜産品の販路の拡大 ⑦収益性を上げる土地基盤の整備 ⑧共同経営・法人化による組織体制の強化 ⑨個人経営体への支援
(2)	農業経営者のゆとりの創出	①農地集約による生産効率の向上 ②スマート農業※の導入促進 ③短期就労制度活用の促進 ④農業労働者の安定的な確保 ⑤農業経営に対する支援
(3)	担い手の育成と農業の魅力発信	①新規就農者の受入れ促進 ②農業後継者の育成・支援 ③離農跡地、荒廃地の増加対策 ④異業種から農業分野への参入支援 ⑤農業の魅力・イメージの情報発信 ⑥農業体験、グリーンツーリズム※の受入れ促進 ⑦安全・安心な「食」を生かした農業の魅力発信 ⑧地場産野菜を地元で購入することができる仕組みづくり
(4)	鳥獣被害対策の推進	①野生鳥獣による農業被害の防止 ②捕獲した野生鳥獣の有効活用 ③農業関係団体との連携の強化 ④農地が持つ多面的機能発揮のための支援

基本方針3

創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

指標

指標名	現状値		目標値	
基盤整備面積(年)	(令和5年度)	46ha	(令和11年度)	70ha
就業人口(農業)	(令和5年度)	30人	(令和11年度)	33人
新規就農件数	(令和5年度)	1経営体	(令和11年度)	1経営体
エゾシカ捕獲計画数	(令和5年度)	1,334頭	(令和11年度)	1,500頭

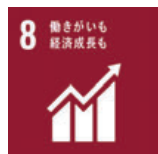
関連する計画

「地域農業経営基盤強化促進計画」
「遠軽町農業振興地域整備計画」
「遠軽町農業経営基盤強化促進基本構想」
「遠軽町食育推進計画」
「遠軽町酪農・肉用牛生産近代化計画」
「遠軽町鳥獣被害防止計画」

関連性の高いSDGs



2 飢餓をゼロに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



基本方針3



創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

2 林業の振興



現状と課題

- (1) 本町の面積の約9割を占める森林は、そのうちの約8割が国有林で、残りの約2割を町有林と私有林などの民有林で占め、北海道林業統計においては全道で一番広い面積を誇り、その資源量も豊富です。本町の林業は過去には基幹産業に位置付けられ盛んでしたが、現在は優良な天然林資源の枯渇や、物価高の影響による国内の木材需要の低下などから、縮小している状況にあります。一方で、過去に植林された人工林が伐採期を迎えつつあることから、この資源の有効活用が求められています。このため、木育※をはじめとする木材利用の普及啓発を実施し、木材利用を促進するとともに、今ある森林資源を活用し、作業コストを削減しながら、安定した林業経営と森林資源の保全を図っていく必要があります。また、町内に木材加工事業者が少なく、間伐などにより得られた木材が町外に流出していることから、木材加工産業の育成も図りながら、地場産材を地域内に循環させることのできる仕組みづくりが必要です。
- (2) 林業従事者の高齢化に加え、担い手不足、森林所有者の意欲の低下、不在地主の増加などにより、管理不十分な森林の増加が懸念されています。林業合同説明会、技術研修などを開催し、人材確保を図っていますが、十分な成果に至っておらず、さらなる林業従事者の育成と確保を図るとともに、森林所有者の意欲を向上させる取組が必要です。
- (3) 林業が盛んであった時代には、木材生産など森林が持つ経済的機能に力を注ぎ町が発展してきましたが、今後は、防災、生物多様性※の保全、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵など、森林が持つもう一つの機能である公益的機能とのバランスを考え、持続可能な循環型社会※を確立していかなくってはなりません。今後は、森林が持つ経済的機能の活性化はもとより、良好な水環境や豊かな自然環境をはじめとした、森林が持つ公益的機能を保全・活用していく必要があります。

基本的な考え方

- ・計画的で将来性のある森林整備を進めます。
- ・林業経営基盤の安定と担い手の育成・確保を図ります。
- ・森林の公益的機能の保全と活用を図り、持続可能な循環型社会※を確立します。

施策

施策		主な内容
(1)	安定した林業経営基盤と生産体制の整備	①地場産材の付加価値向上と地域内で循環させる仕組みづくり ②木材加工産業の育成 ③安定した木材供給体制の整備 ④機械化による作業効率の向上とコストの削減 ⑤林道や作業道の整備 ⑥森林組合の育成・強化 ⑦計画的な森林整備の推進 ⑧間伐材の有効利用 ⑨国や道等の関係機関との連携強化 ⑩木材の利用拡大・促進
(2)	林業をささえる人材の育成	①林業従事者の育成と確保 ②林業の魅力発信 ③作業技術の継承と取得への支援 ④作業オペレーター等の技術者の育成 ⑤森林所有者の意識啓発 ⑥不在地主への森林整備の働きかけ
(3)	森林の公益的機能の活用と新たな価値の創出	①国土、水資源、生物多様性※の保全 ②再生可能エネルギーとしての木材の利用促進 ③森林資源を活用した新たな特産品の開発 ④森林空間を利用した体験プログラムや学習機会の創出 ⑤木工体験施設の活用促進

基本方針3

創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

指標

指標名	現状値		目標値	
民有林整備面積(年)	(令和5年度)	987.19ha	(令和11年度)	1,000.00ha
就業人口(林業)	(令和5年度)	51人	(令和11年度)	56人
木工体験施設利用者数(年)	(令和5年度)	1,454人	(令和11年度)	1,500人

関連する計画

「遠軽町森林整備計画」

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさを守ろう



基本方針3



創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

基本目標2 人と歴史が輝く商工業・観光づくり

1 商工業の振興

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 本町は、交通の要衝として発展してきた町であり、近隣地域の中心的商業機能を備えています。マイカーの普及と道路交通網の整備により、日用品や食料品の買い物などでも自動車での移動が中心となったことで、郊外型の大型店舗の立地が進み、他市町村と同様に中心商店街の多くが閉店するなど、活気を失っている状況にあります。中心市街地のにぎわい創出を目的の一つとして整備した芸術文化交流プラザと市街地の商店街が連携し、今後ものにぎわいづくりを継続していくとともに、町内外の方が市街地の商店街に魅力を感じ、足を運びたくなるような商品や空間を創出する必要があります。
- (2) 人口減少など地域の商工業を取り巻く厳しい環境を背景に、事業の後継者不在などによる廃業が多く、新たな起業も多くないことから、まちのにぎわいが失われつつあります。特に、遠軽地域と比べ過疎化が進む生田原、丸瀬布、白滝地域においては、商店などの閉店が目立ち、日用品や食料品の地域内での購入が困難になっています。このため、起業や事業承継、事業拡大などを積極的に支援することが必要です。
- (3) 道路交通網の整備により都市部への移動が容易になったことや、インターネットなどの普及により、消費活動が町外に流出し、町内でお金が循環しない状況にあります。地域経済を循環させるためには、地元で生産、販売しているものを地元の人を買う「地販地消※」の取組をより積極的に進めつつ、事業者における地場産品の販路拡大と販売を促進させ、お金を呼び込む必要があります。また、農業生産者や加工事業者、商業者などの異業種間による連携を図り、6次産業※化による付加価値を高めた商品を販売するとともに、商業団体と観光産業の連携によるイベントの開催など、より多くのお金を生む取組が必要です。
- (4) 本町は、商工会議所、商工会、青年会議所や建設業協会をはじめとしたさまざまな商工業団体からの協力を得ながら、まちづくりを円滑に進めてきています。町外資本の事業者の進出が広がる中、これまで以上に事業者と地域コミュニティとの連携を図ることが求められます。

基本的な考え方

- ・町内外の方が魅力を感じ、足を運びたくなるような活気ある商店街をつくります。
- ・チャレンジ精神を持つ事業者を積極的に支援します。
- ・地域の経済が循環し、商工業が潤うまちづくりを進めます。
- ・商工業団体などと連携し、協働するまちづくりを進めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	にぎわいと魅力のある商店街の空間づくり	①商店街の魅力発掘・発信 ②商店街に人が集まる空間の創出 ③空店舗の活用促進 ④各世代の需要に合った魅力ある店舗の立地促進 ⑤芸術文化交流プラザを活用した連携事業の実施 ⑥事業者同士のコミュニティの形成
(2)	起業がしやすく事業が継続できる環境づくり	①起業・事業承継・事業拡大など、挑戦する事業者への支援 ②商工業者に対する各種補助、助成、融資による事業支援 ③技術の継承と新たな技術開発の促進
(3)	地域経済を活性化させる仕組みづくり	①地場産品の販路拡大と販売の促進 ②「地販地消※」の推進 ③農業生産者、加工業者、商業者が連携した6次産業※化の実施 ④商業団体と観光産業との連携強化
(4)	商工業団体と協働するまちづくり	①商工業団体や関係機関との連携強化 ②企業間の連携強化 ③外部人材の活用

指標

指標名	現状値	目標値
店舗近代化※及び企業振興促進 ※新規補助件数	(令和5年度) 4件	(令和11年度) 12件
遠軽商工会議所及びえんがる商 工会会員企業数	(令和5年度) 643事業所	(令和11年度) 640事業所

関連する計画

「遠軽町農村地域工業等導入実施計画」

「生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画」

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



基本方針3



創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

2 観光と物産の振興



現状と課題

- (1) 本町は、豊かな自然環境や温泉などの多様な観光資源を有しており、その価値を有効に活用することで観光地としての魅力をさらに高める可能性を有しています。また、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」や道の駅遠軽森のオホーツクにおけるアクティビティなどの新たな観光資源も生まれています。このような観光資源を組み合わせた活用を検討するとともに、アウトドアツーリズム※やアドベンチャートラベル※など、新たな価値を掘り起こし、磨き上げを行い、魅力ある観光地づくりを図る必要があります。
- (2) 町と産業団体との連携により、町内産アスパラやじゃがいもなどのブランド化に取り組んでいます。また、町内の民間事業者においても、それぞれ魅力的な商品開発を行っています。地場産品については近年、拡大しているふるさと納税※にも直結し、重要性が高まっています。さらなる高付加価値化を図り、地域経済の活性化につなげることが求められます。
- (3) 旭川紋別自動車道の末端にある遠軽インターチェンジに隣接した「道の駅遠軽森のオホーツク」は多くの方が立ち寄るスポットになっています。その客足を広く町内に行き渡らせることが課題となっています。また、近年、増加傾向にある外国人観光客は、地域に大きな経済効果を生むことが期待されているものの、十分な取り込みには至っていません。このため、滞在型観光に向けた取組や、旭川紋別自動車道の末端が本町である機会を生かした新たな事業の創出、観光メニューの開発、宿泊施設の拡充、外国人観光客を受け入れるためのニーズの把握や言語対応といった基本的な受入れ体制の整備などが必要です。
- (4) 本町は、多様な観光資源を有している一方で、地域の伝統や暮らしなどを感じられる体験型コンテンツの提供は不十分な状況にあります。このため、地域の自然・文化・歴史などを深く分かりやすく本質を伝えるツアーガイド人材の育成を図る必要があります。また、魅力ある観光と物産をつくり上げていくためには、地域資源を発掘し、それらを創意工夫により事業化・商品化していくことのできるノウハウを持った人材の育成と、それをささえていくことのできる推進体制の整備も必要です。
- (5) 各地域には、町村合併前から引き続き行われてきたイベントがあり、地域の文化として定着しています。また、民間の団体が新たに実施するイベントも増えており、町ではそうしたイベントに対する支援も行っています。一方で、各地域において実施しているイベントは地域の担い手不足や、スタッフの確保が困難な状況もあります。今後は、各地域の実情に沿った実施方法などについて検討していく必要があります。

基本的な考え方

- ・地域の魅力と資源を生かし、地域経済の活性化につながる観光地づくりを推進します。
- ・地場産業を生かした特産品の開発と地域ブランド化を進めます。
- ・誰もが満足できる、魅力あふれるイベントづくりを進めます。

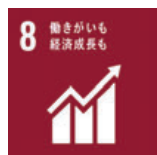
施策

施策		主な内容
(1)	魅力ある観光地の基盤づくり	①国宝を活用した新たな観光情報の発信 ②豊かな自然環境をコンテンツにした体験型観光の促進 ③観光資源の開発・掘り起こし・磨き上げ ④既存観光施設の整理 ⑤観光施設への移動方法の検討
(2)	新たな特産品の開発と地域ブランド化	①特産品の開発支援と販売の促進 ②既存特産品の認知度向上 ③地域ブランドの創出・継続 ④加工・製造業との連携による観光資源を生かした新たな観光特産品の開発
(3)	地域経済の活性化につながる観光地づくり	①滞在型観光に向けた新たな観光メニューの開発 ②宿泊施設の拡充 ③外国人観光客の受入れ体制の整備
(4)	町の観光を担う人材の育成と推進体制の構築	①観光協会・商工団体との連携強化 ②観光に関わる人材の育成 ③町民と協働する観光地づくり
(5)	魅力あるイベントの創出	①地域の特性を生かした各種イベントの充実 ②誰もが楽しめる魅力あるイベントの実施

指標

指標名	現状値		目標値	
観光入込客数(年)	(令和5年度)	853.6千人	(令和11年度)	960千人
宿泊客数(年)	(令和5年度)	40.2千人	(令和11年度)	45.2千人

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標3 雇用の創出と働きやすい環境づくり

1 企業の誘致

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 魅力的な仕事地域内にあることが、人口減少の抑制に向けた有効な手段となります。旭川紋別自動車道の延伸で道央圏へのアクセスが改善した環境を生かし、新たな企業の誘致が求められます。

基本的な考え方

- ・企業のニーズを把握し、効果的な情報発信を進めます。
- ・地域資源と交通ネットワークの優位性を生かした企業誘致活動を進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	企業誘致に関する情報発信・情報収集の推進	①工場や事業所等の適地に関する情報の発信 ②町の特性・優位性に関する情報の積極的な発信 ③企業情報、ニーズの把握・収集
	企業誘致活動の促進と体制の整備	①地域資源を生かした誘致活動の促進 ②町民の協力による誘致活動の実施 ③立地企業に対する優遇措置の実施 ④工場適地の活用促進 ⑤企業誘致推進体制の構築

指標

指標名	現状値		目標値	
工場適地従事者数	(令和5年度)	257人	(令和11年度)	275人
誘致企業数(延べ数)	(令和5年度)	0企業	(令和11年度)	1企業

関連性の高いSDGs

8 働きがいも
経済成長も



8 働きがいも経済成長も

11 住み続けられる
まちづくりを



11 住み続けられるまちづくりを



基本方針3

創造性と継続性、後世につなぐ産業づくり

2 雇用環境の安定



現状と課題

- (1) 本町の労働市場は事業者からの求人と仕事を探している方の職種のバランスにミスマッチが見られます。このようなミスマッチを解消するための取組が求められます。
- (2) 町内企業やハローワークなどの関係機関との連携のもと、雇用機会の確保と、雇用の安定化を図っています。雇用機会の確保を図る上で、新たな雇用の受け皿となる企業が不足していることが課題となっています。
- (3) 高校生に実施したアンケート結果から、高校や大学を卒業した後、町外に住みたいという回答が最も多い現状にあります。若者が地元を離れてしまう理由として、地元企業に対する魅力や、仕事のやりがいなどに対する情報が不足していることが考えられることから、地場産業を活性化させることの意義や重要性を知ってもらう機会を設けることが必要です。
- (4) 少子高齢化の進展に伴い、今後さらに労働力が不足することが懸念されています。労働力不足の解消にあたっては、女性や高齢者、外国人などの活躍が期待されます。このような方たちの就業機会の創出と働きやすい環境づくりが求められます。
- (5) 遠紋地域人材開発センター運営協会に対し支援を行うことで、職業訓練や職業能力の開発に関する事業を実施しています。一方、作業資格・免許が必要な事業所では、取得に必要な費用が事業主や労働者に負担となっているなど、労働者不足と相まって、円滑な技術の継承と人材の育成に影響を与えています。建設業などにおいては、慢性的な人材不足にあり、こうした問題を解消する必要があります。また、多様化する職業とニーズに対応するため、遠紋地域人材開発センターでの職業訓練などのほか、企業の労働者に対するさまざまな職業能力の開発を支援していく必要があります。

基本的な考え方

- ・労働力不足を解消するとともに、魅力的な雇用を創出します。
- ・若者が働ける場をつくり、女性や高齢者、障がい者、外国人労働者の雇用環境を整備します。
- ・多様化する職業と就業ニーズに対応した、職業能力の開発を推進します。

施策

施策		主な内容
(1)	雇用の場の創出と働き手の確保	①既存企業の育成と企業誘致の促進 ②若年者雇用に対する支援・促進 ③女性や高齢者が活躍できる仕事場の創出 ④新規立地企業に対する就業の促進 ⑤企業が求める人材の安定した確保 ⑥季節労働者雇用対策の推進
(2)	雇用の安定化	①ハローワークや事業所等との連携体制の強化
(3)	地元企業への就業の促進	①小中高生への職場体験の実施 ②地場産業を学ぶ機会の確保 ③地場産業の魅力や仕事内容に関する情報の発信
(4)	労働環境の充実・向上	①子育てや介護と仕事が両立できる職場環境の整備促進 ②高齢者雇用の促進 ③障がい者が働きやすい職場環境の整備促進 ④外国人労働者が安心して就労できる環境の創出
(5)	技術の継承と人材の育成	①職業訓練等、各種研修機会の確保 ②資格、免許の取得に係る支援

指標

指標名	現状値		目標値	
季節労働者技能講習受講者数	(令和5年度)	18人	(令和11年度)	26人
人材開発センター職業講習受講者数	(令和5年度)	519人	(令和11年度)	500人

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



10 人や国の不平等をなくそう



8 働きがいも経済成長も

3 働く場における女性活躍の促進



現状と課題

- (1) 若年女性の都市部への流出が、地方における人口減少の要因の一つとされています。これまでの性別に対する固定観念を払拭し、女性が出産・育児と仕事を両立できる環境を整備する必要があります。
- (2) 女性が仕事と家庭生活を両立し、女性の意志や考え方を反映させていくためには、自治体や民間企業における意思決定の場に女性の参画を進めるとともに、就労の継続や再就職を支援するなど、男女の均等な雇用機会と待遇が確保できるような取組を促進する必要があります。
- (3) 就業は生計を維持し、経済的な基盤を形成するものであるとともに、人々の自己実現につながるものであり、働きたいと希望する人が性別に関わらず、結婚や出産などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるよう環境を整えていくことが重要です。

基本的な考え方

- ・ 出産や子育てなどの場面においても仕事を続けていくことができる男女ともに働きやすい社会・職場を実現します。

施策

施 策		主な内容
(1)	仕事と家庭生活が両立できる働き方改革	①仕事と育児等との両立に関する意識啓発 ②長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進
(2)	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	①男女雇用機会均等法等労働に関する制度の周知 ②ハラスメント等についての認識を高め、防止策等を周知 ③女性のまちづくり参加の促進
(3)	働きたい女性の就労・雇用継続支援	①働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりの啓発 ②育児・介護休業制度の啓発

指標

指標名	現状値		目標値	
啓発活動実施回数(年)	(令和6年度)	0回	(令和11年度)	2回
周知活動実施回数(年)	(令和6年度)	0回	(令和11年度)	2回

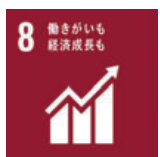
関連する計画

「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

関連性の高いSDGs



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう

基本方針 4

誰もが安心して未来へつながるまちづくり

基本目標 1 健康で暮らせるまちづくり

1 保健対策の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 地域に根差した健康増進や保健予防の普及に取り組むため、地域ごとに担当保健師を配置して指導を実施しています。生活習慣や身体の不安を抱え、食事の改善や定期的な運動などを行い、健康的に生活を送るために、まずは個人面談などを通じて健康づくりに対する個人の意識を高めるとともに、健康診断などを受けることの重要性について広く啓発する必要があります。
- (2) 定期的に健康診断や検診を受けることで病気を早期発見することができ、ひいては医療費の抑制にもつながりますが、各がん検診の平均受診率が令和5年度で11.8%（全国10.6%、北海道9.1%）です。「自分は健康だから大丈夫」と過信し、病気が悪化して初めて健康診断などの重要性を理解する人が多い中、将来、健康で安心した生活を送るため、町民のニーズに沿った各種検診を維持することが必要であり、一人一人の努力だけでなく、家庭や職場、地域社会全体で取り組むことが大切です。今後も健康づくり組織や自治会、社会福祉協議会などの福祉関連団体と連携を深め、全町で健康づくり活動が積極的に行われる環境づくりが必要です。
- (3) 母子保健については、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいるほか、「母子保健推進員」を配置し、子育てに関する相談を受けています。身近に相談できる相手がないという声もあり、このような母親の不安解消のため、さらなるサポート体制の充実が必要です。

基本的な考え方

- ・健康診断や検診の重要性を周知し、病気の予防と早期治療を促します。
- ・健康づくり活動を支援します。
- ・母親の不安解消のため、母子保健に関するサポート体制を充実します。

施策

施策		主な内容
(1)	健康づくりに対する意識の向上	①保健師等による指導の強化 ②広報や啓発活動の充実
(2)	健康づくりの推進	①健康づくりの総合的な推進 ②各種検診の維持 ③受診に向けての支援 ④健康づくり団体との連携
(3)	母子保健の充実	①母子に関する健診の充実 ②サポート体制の充実

指標

指標名	現状値		目標値	
各種がん検診受診率	(令和6年度)	11.8%	(令和11年度)	15.0%
全乳幼児健診受診率	(令和6年度)	100%	(令和11年度)	100%

関連する計画

「遠軽町ヘルシープラン(遠軽町健康増進計画)」

「遠軽町国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画」

「いのちを支える遠軽町自殺対策行動計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を

2 地域医療の確保



現状と課題

- (1) 民間病院では、休日や夜間にも対応できる体制を整備しています。このうち遠軽厚生病院については、遠紋二次医療圏の地域センター病院※として、町内ばかりでなく広域での重要な役割も担っています。一方で地域医療においては医師不足が深刻な問題となっており、診療科の減少や病床数の削減など、地域医療体制の縮小につながっています。町内での対応が難しい場合は、オホーツク圏の地方センター病院※である北見赤十字病院への搬送や、ドクターヘリ※で旭川赤十字病院への搬送などを行う体制も整えています。今後も町民が住み慣れた場所で安心して医療が受けられるよう、安定した医師・看護師の確保など現行の医療水準を維持するための取組が必要です。
- (2) 公設の医科診療所については、地域の健康管理や町民が安心して医療が受けられようのために、維持、存続に努めています。人口減少や受診者減少がある中、医療に身近にアクセスできる環境の維持が求められます。
- (3) 歯科医療は、町内に公設の歯科診療所や民間の歯科医院があり、町民の歯の健康保持に大きな役割を果たしています。また、民間の歯科医院と連携して歯科検診を実施するなど、関係機関との連携も図られています。民間の歯科医院については、生田原、丸瀬布、白滝地域にないことから、歯科診療所の確保が今後も必要です。

基本的な考え方

- ・住み慣れた場所で安心して医療が受けられるよう、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	地域医療の確保と整備	①地域医療・救急医療体制の確保と支援 ②医師をはじめ、安定した診療体制の確保要請 ③高度医療機関への搬送体制の確保 ④関係機関との連携
(2)	医科診療所の確保	①町営医科診療所の確保と充実 ②道営医科診療所の維持
(3)	歯科診療所の確保と連携	①町営歯科診療所の確保と充実 ②関係機関との連携による歯科検診の実施

指標

指標名	現状値		目標値	
産婦人科常勤医師数	(令和6年度)	2人	(令和11年度)	3人以上
公営診療所数	(令和6年度)	2か所	(令和11年度)	2か所
公営歯科診療所数	(令和6年度)	3か所	(令和11年度)	3か所

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



基本方針4

誰もが安心して未来へつながるまちづくり

基本目標2 みんなでささえ合うやさしいまちづくり

1 地域福祉の充実



現状と課題

- (1) 安心して安全な生活を営むことができる地域づくりを進めるためには、行政だけではなく町民や関係団体、事業者がささえ合う共生社会の実現が求められます。社会の変化、福祉関連施策の動向や町民のニーズを整理しながら地域福祉を推進する必要があります。
- (2) 地域福祉の担い手として、民生委員児童委員をはじめ、社会福祉協議会や自治会などが、見守りやさまざまな福祉活動を行っています。近年、高齢化の進行や核家族化、近所付き合いの希薄化などにより、地域との関わりを持たない人が増えており、関係機関・団体との連携を深め情報を共有しながら、このような方が安心して生活ができるよう、体制を強化していくことが必要です。
- (3) 相談員の専門知識を強化するため、研修会へ参加するなど、多様化した相談内容に対応できる人材育成が必要です。また、困っている方へ寄り添う柔軟な相談支援体制を構築していくことも必要です。

基本的な考え方

- ・地域のニーズを反映するとともに、関係機関や団体と連携しながら、地域でささえ合う地域共生社会を目指します。

施策

施 策		主な内容
(1)	地域福祉の総合的な推進	①地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
(2)	地域でささえ合う体制の充実	①民生委員児童委員への活動支援 ②関係機関・団体との連携
(3)	相談体制の強化	①研修機会の充実 ②専門的知識を持った職員の確保と育成

指標

指標名	現状値		目標値	
成年後見制度相談窓口事業所数	(令和6年度)	3 箇所	(令和11年度)	3 箇所
民生委員児童委員未配置数	(令和6年度)	1 地区	(令和11年度)	0 地区
自殺予防研修会の充実	(令和6年度)	1 回/年	(令和11年度)	1 回以上/年

関連する計画

「遠軽町地域福祉計画」

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



10 人や国の不平等をなくそう

2 子育て環境の充実



現状と課題

- (1) 子育てをめぐる地域や家庭の状況の変化に伴い、子育てに不安を抱える保護者がいます。安心して子どもを産み育てられる地域社会を実現するため、社会全体で協働する子育て環境づくりが求められています。「こども基本法」に基づいた子どもの健やかな成長への支援、少子化対策及び貧困対策など、幅広い子ども政策に関する基本的な方針と重要事項などを一元化する体制が必要です。
- (2) 町内には、公立の保育所（へき地保育所を含む）が7か所あるほか、民間で幼保一体の「認定こども園※」が運営されています。延長保育や0歳児保育なども実施していますが、多様化する保育ニーズに合ったサービスの提供が求められています。
- (3) 児童館や学童保育などで放課後児童対策を実施していますが、共働き家庭が増え、子どもを預けられる時間の拡大が求められています。
- (4) 中学生までの入院などに係る医療費を助成するほか、げんきひろば、赤ちゃんひろばなどの親子同士がふれあえる場を提供していますが、子育て世帯に対する経済的な負担軽減や子育て支援に関する窓口の一本化など、子育て支援に関する要望は多様化・高度化しています。

基本的な考え方

- ・子ども、保護者のニーズに合った育児環境づくりや支援策の充実に努めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	切れ目のない子ども・子育て支援の充実	①計画的かつ持続可能な子育て環境の整備 ②多様な連携による施策等の検討
(2)	保育サービスの向上	①利用者のニーズに合った保育サービスの提供 ②認定こども園※との連携
(3)	児童の健全育成	①放課後児童対策の充実 ②児童養護・自立支援施設等との連携 ③子どもたちが安心して遊べる場の提供

施 策		主な内容
(4)	子育て家庭に対する支援の充実	①経済的な負担を軽減するための支援 ②親子同士が交流できる場の提供 ③ひとり親家庭に対する支援 ④相談支援体制の充実

指標

指標名	現状値		目標値	
子ども子育て会議開催回数	(令和6年度)	4回/年	(令和11年度)	4回/年
町立保育所及び私立認定こども園※数	(令和6年度)	10施設	(令和11年度)	8施設
学童保育平均登録者数	(令和6年度)	335人	(令和11年度)	211人
年間キッズメトロ利用者数	(令和6年度)	8,455人	(令和11年度)	20,000人

関連する計画

「遠軽町子ども・子育て支援事業計画」

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

3 高齢者福祉の充実



現状と課題

- (1) 核家族化、少子高齢化などを背景に、老後の生活に不安を持つ方が増えています。自立した生活を営むため、持続可能な福祉サービスの提供とその担い手となる現役世代の人材確保が必要です。また、高齢者の生活実態やニーズを把握し、計画的かつ総合的な取組を推進できる体制づくりが求められています。
- (2) 配食、除雪、外出支援など、日々の生活をささえるサービスを提供していますが、日常生活に不安を抱える高齢者が増えてきています。今後も、全ての高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って自立した生活が送れるよう、日常生活や生きがいづくりを支援していくことが必要です。
- (3) 各種介護予防教室などの実施により、本町の要介護認定率は全国平均に比べて低く、認定区分では、要支援1・2、要介護1の軽度のものが過半数を占めています。認定された方々が重症化しないよう、今後も、予防対策を充実するとともに、重症化した場合でも安心して介護が受けられるよう介護サービスの充実が必要です。

基本的な考え方

- ・ 高齢者の生活実態を把握し、ニーズを反映した高齢者福祉施策を総合的に進めます。
- ・ 高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って健康に暮らせる環境づくりを支援します。

施策

施 策		主な内容
(1)	高齢者福祉の総合的な推進	①高齢者福祉サービスを持続的に提供できる体制づくり ②自立支援、重度化防止等の取組 ③関係機関と連携した地域づくり
(2)	高齢者の生きがいづくりの推進	①高齢者世帯への生活支援 ②高齢者福祉施設の運営と充実 ③生きがいづくりの場の充実 ④高齢者が活躍する場の創出
(3)	介護予防の推進	①介護予防の推進と充実 ②介護サービスの充実

指標

指標名	現状値	目標値
介護保険料	(令和6年度) 基準額5,000円/月	(令和11年度) 基準額5,500円/月
町人口当たりの認知症サポーター※数の割合	(令和6年度) 14%	(令和11年度) 20%
高齢者が住み慣れた地域で気軽に参加できる多様な集いの場	(令和6年度) 3カ所	(令和11年度) 10カ所

関連する計画

「遠軽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを

基本方針4

誰もが安心して未来へつながるまちづくり



4 障がい者(児)福祉の充実



現状と課題

- (1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、障がい者(児)が地域で自立した生活を送ることができるよう総合的な支援が求められています。ニーズに寄り添った障がい福祉サービスの提供などを計画的かつ総合的に推進する体制づくりが必要です。
- (2) 障がい種別に関わらず、地域で自立した生活を送ることができるよう、関係団体と連携を図りながら、支援の充実や社会で活躍できる場を提供しています。引き続き、障がい者(児)支援事業者や相談支援事業者と連携を図り、障がい者(児)の実態とニーズを把握し、実情に応じたサービスを適切に提供していくことが必要です。
- (3)「障害者差別解消法」のもと、日常生活及び社会生活での困りごと、その他社会障壁を取り除くことが求められています。相談支援を活用しながら、ハード、ソフト両面からバリアフリー※社会の実現に向けて推進します。
- (4) 発達や成長に不安のある子どもたちのために母子通園センターを運営しているほか、障がい児を対象とした施設が民間によって運営されています。発達や成長に不安のある子どもへの療育支援の充実や関係機関と連携した取組を進めていくことが必要です。

基本的な考え方

- ・障がい者(児)が地域で自立した生活が送れるよう支援します。
- ・障がい者(児)が生活する上でバリアのない環境をつくれます。

施策

施 策	主な内容
(1) 総合的な障がい者(児)福祉の推進	①障がい福祉サービスを持続的に提供できる体制づくり ②関係機関と連携した障がい者総合的支援の枠組みづくり
(2) 自立の支援と社会参加の促進	①障がい者(児)サービスの充実 ②障がい者(児)の生活や就労に対する支援 ③民間やN P O※団体等との連携

施 策		主 要 内 容
(3)	バリアフリー※社会の実現	①バリアフリー※の推進 ②ノーマライゼーション※の普及と啓発 ③相談体制の充実
(4)	子どもに寄り添った支援	①母子通園センターの運営 ②療育に関する相談、指導の充実 ③関係機関との連携

指標

指標名	現状値		目標値	
障害者福祉施設※入所者数の削減率	(令和6年度)	4.50%	(令和11年度)	1.60%
障がい者の一般就労移行※増加率	(令和6年度)	1.3倍	(令和11年度)	1.3倍
障がい者(児)相談窓口事業所数	(令和6年度)	5カ所	(令和11年度)	5カ所
障がい児サービス利用者に対する相談件数の割合	(令和6年度)	34%	(令和11年度)	100%

関連する計画

「遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画」

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを

5 社会保障の健全運営



現状と課題

- (1) 高齢化が進行し介護サービスの需要が高まる一方で、現役世代といわれる生産年齢人口の割合が減少しており、国民年金や健康保険などの社会保障制度は今後も厳しい財政運営が予想されます。町では、検診による病気の早期発見と早期治療により医療費の抑制に努めるとともに、負担の公平性を保つため、保険料などの滞納者に対して行政サービスを制限する対策を行い、健全運営の確保に努めています。今後も公平・公正かつ健全な社会保障制度の運営を維持する必要があります。

基本的な考え方

- ・疾病予防や重症化対策を推進し給付費を抑制するとともに、滞納対策などにより保険料収入の確保に努めます。

施策

施 策		主 要 内 容
(1)	社会保障制度の適正かつ健全な運営	①健康づくりの充実による給付費の抑制 ②保険料等滞納対策の強化 ③広報や出前講座等による社会保障制度の周知 ④相談体制の充実

指標

指標名	現 状 値	目 標 値
国民健康保険税収納率	(令和6年度) 96.3%	(令和11年度) 96.8%

関連性の高いSDGs



1 貧困をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



3 すべての人に健康と福祉を



基本方針4

誰もが安心して未来へつながるまちづくり

基本方針 5

文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり

基本目標 1 ふるさとの思い育む人づくり

1 学校教育の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 人口減少に伴う少子高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、子どもたちの資質・能力を確実に育成することが求められています。主体的に学び、生きる力を身に付ける人を育てるために、学校・家庭・地域と連携を図りながら持続可能かつ、地域性を生かした教育の推進に努めていく必要があります。
- (2) 子どもたちが安心して生活できるように幼保、小中学校さらには高校との連続性を図り、学校と保護者、地域が一体となって教育環境づくりを進める必要があります。また、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務し、学校教育の質を高められる環境を実現していくことが求められています。
- (3) 町内には道立の北海道遠軽高等学校があり、校訓「文武両道」のもと、生徒たちが学習面や部活動で、町内小中学生の見本となるような目覚ましい活躍を見せています。町では同校の生徒数確保のため、下宿費などへの助成や下宿施設の整備支援などの取組を進めています。少子化により学校の統廃合が相次ぐ中で、地域の教育力の低下を招かないよう町内唯一の高等学校である遠軽高等学校が魅力ある学校であり続けるため、より一層の支援と連携を強化していく必要があります。

基本的な考え方

- ・学校・家庭・地域と連携を図りながら地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と郷土を愛する心を育みます。
- ・子どもが安全安心に学習できる環境整備に努めます。
- ・遠軽高等学校において子どもたちが学習や部活動など多くの選択肢を持てる環境づくりに努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	「生きる力」を育む教育の推進	①基礎的・基本的な知識・技能の習得 ②思考力・判断力・表現力等の育成 ③たくましく生きるための心と体の醸成 ④外国語教育の充実 ⑤防災・減災教育の推進
	郷土を愛する教育の推進	①国宝を生かした教育の推進 ②学校と地域の交流・連携の充実 ③社会科副読本等の活用 ④地域の特色ある施設の活用 ⑤体験教育の充実
(2)	学習環境等の整備・充実	①学校教育施設等の整備・充実 ②学区を含めた学校配置の検討 ③子どもの安全・安心の確保 ④食の安全・安心の確保 ⑤いじめの未然防止・解消 ⑥教員の資質・能力の向上 ⑦ＩＣＴ※教育の推進
	学習支援の充実	①通学に対する支援 ②奨学資金制度の充実 ③特別支援教育の充実
(3)	遠軽高等学校の維持・発展	①遠軽高等学校との連携 ②遠軽高等学校への支援 ③遠軽高等学校の魅力発信

指標

指標名	現状値		目標値	
教育相談件数	(令和 5 年度)	323件	(令和 11年度)	274件
全教職員数に占める教職員研修受講者割合	(令和 5 年度)	12.71%	(令和 11年度)	17.71%
スクールバス運行日数	(令和 5 年度)	1,032日	(令和 11年度)	1,032日
児童生徒数当たり小中学校支援員割合	(令和 5 年度)	1.98%	(令和 11年度)	1.98%
遠軽高等学校入学者数	(令和 5 年度)	165人	(令和 11年度)	161人以上

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり

基本方針5

1 社会教育の充実



現状と課題

- (1) 人口減少に伴う少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など、社会教育を取り巻く環境が変化しています。生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを通して町民の生活の向上、各種学習・体験活動を通じたふるさとをささえる子どもたちの健全育成、よりよい地域づくりのために貢献できる人づくりを進めていく必要があります。
- (2) 人生100年時代を迎え、全ての教育の出発点である家庭教育を始めとして、青少年教育や成人教育、シニア教育など、各世代の町民一人ひとりが個性と地域の特性を生かしながら、主体的な学習活動を進められるよう支援をしていく必要があります。障がい者や外国人なども含め幅広いニーズに応じた各種学習機会や情報の提供ができるよう努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動を支援していくことが求められます。
- (3) 公民館や宿泊研修施設など活動拠点となる社会教育施設の老朽化が進んでいます。町民のニーズに即した事業を展開していくためにも、少子高齢化などの社会構造の変化に応じた施設のあり方を検討していく必要があります。
- (4) 図書館(室)は、利用者のニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設としての役割を担っています。蔵書データ検索システムの構築や移動図書館車の巡回など、図書館活動の充実を図る取組が行われていますが、これまで以上に親しまれる図書館活動の運営に努めていく必要があります。

基本的な考え方

- ・「生きる力」と「郷土を愛する心」を持ったふるさとをささえる人づくりを進めます。
- ・各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充に努めます。
- ・生涯学習活動の拠点となる施設について、町民ニーズの変化に対応した見直しを行っていきます。
- ・町民ニーズに即した図書サービスの充実や図書館運営に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	ふるさとをささえる人づくり	①さまざまな学習・体験機会の充実 ②健全な青少年を育む地域の醸成
(2)	学習機会の提供	①各世代が学べる学習機会の充実 ②生涯学習情報の充実 ③専門員・指導員などの活用 ④指導者の発掘・育成・活用 ⑤社会教育関係団体の活動支援

施 策		主な内容
(3)	生涯学習環境の整備・充実	①公民館活動の充実 ②ニーズの変化に即した社会教育施設の運営
(4)	図書館(室)活動の充実	①町民ニーズに即した運営体制の充実 ②読書習慣を定着させる事業の拡充 ③図書館(室)の整備・充実 ④移動図書館車の充実

指標

指標名	現状値		目標値	
青少年指導員数	(令和5年度)	14人	(令和11年度)	15人
家庭教育事業参加者数	(令和5年度)	90人	(令和11年度)	81人
生涯学習講座・講演会参加者数	(令和5年度)	161人	(令和11年度)	144人
町人口当たり芸術文化スポーツ団体登録数	(令和5年度)	0.448%	(令和11年度)	0.470%
高齢者大学在籍者数	(令和5年度)	173人	(令和11年度)	155人
貸出冊数	(令和5年度)	108,741冊	(令和11年度)	108,000冊

関連する計画

「遠軽町社会教育中期計画」

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを

基本目標2 多彩な文化が輝きつづけるまちづくり

1 芸術・文化活動の充実



現状と課題

- (1) 芸術・文化は豊かな人間性を育て、創造力や表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものであるとともに、活力ある社会の実現、個性豊かな地域づくりなど重要な役割を担うものです。本町においては、小中学校から一般まで、幅広い世代による吹奏楽がまちの文化として根付いていることが大きな特長となっています。これからも町の芸術・文化の振興のために、地域の特性を生かした事業を推進するとともに、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として芸術・文化活動や発表の機会、交流の場の充実や、新しい芸術・文化を創造していくことが求められます。
- (2) 各芸術・文化活動団体を包括する文化連盟加盟団体においては、会員の高齢化や人口減少に伴う会員数の減少といった深刻な課題を抱えています。町民による芸術・文化活動を活性化していくために、文化連盟を中心に日常的な文化活動を振興し、文化の伝承と次代を担う人材の育成に引き続き取り組んでいく必要があります。

基本的な考え方

- ・芸術・文化活動を継承・創造していくための事業を展開します。
- ・各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	芸術・文化活動の充実	①芸術文化活動の発表機会創出 ②各種公演やワークショップ、研修機会の充実 ③各種大会参加に対する支援 ④大会誘致等に対する支援 ⑤芸術・文化活動に関する情報発信の充実 ⑥新しい芸術・文化の創造
(2)	芸術・文化団体の育成と連携	①芸術・文化団体の育成・支援 ②芸術・文化団体の連携 ③芸術・文化団体の研修機会の充実

指標

指標名	現状値		目標値	
芸術文化施設利用者数	(令和5年度)	141,213人	(令和11年度)	127,091人
文化祭事業参加者数	(令和5年度)	1,379人	(令和11年度)	1,241人

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



文化と郷土愛が根付く彩り豊かなまちづくり

基本方針5

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実



現状と課題

- (1) 人生100年時代の到来を受け、健康寿命に対する関心が高まる中、スポーツ活動に対するニーズは多様化しています。本町においても、全ての年代にわたりスポーツとの日常的な関わりを実現させるため、社会体育施設の管理運営体制を充実させるとともに、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めることで、引き続き利用者サービスの向上に努めていくことが求められます。
- (2) 町内では、各体育関係団体やサークルをはじめとして、町民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでおり、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、関係団体との連携・協力のもと各種スポーツ教室・大会などが開催されています。スポーツを通じた団体活動は、幅広い年代において最も気軽に地域活動へ参画できる貴重な機会であり、地域コミュニティ形成にも資することから、団体活動の継続とさらなる振興が求められます。
- (3) 近年、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会と連携した夏と冬の長期休業中における高等学校や大学などのスポーツ合宿誘致、各種スポーツ大会の開催により、スポーツの普及発展と競技者の技術向上が進んでいます。今後も社会体育施設の有効活用や地域の活性化、交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、誘致活動を積極的に推進していくことが求められています。

基本的な考え方

- ・利用者のニーズに対応した施設運営・事業の展開に努めます。
- ・各体育関係団体と連携して、スポーツ教室や大会の開催など、参加の機会の充実を図ります。
- ・スポーツ大会・合宿の受入れ体制をより一層充実させ、交流人口の拡大に努めます。



施策

施策		主な内容
(1)	体育施設の整備・充実	①老朽化施設への対応 ②町民ニーズに即した管理運営体制の充実
(2)	身体を動かす機会の充実	①各種大会、スポーツ教室の開催 ②大会参加に対する支援 ③スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信の充実
	体育団体の育成と連携	①体育団体、指導者への支援 ②体育関係団体との連携 ③体育団体の研修機会の充実
(3)	スポーツ大会・合宿を通じた交流人口の拡大	①各種大会・スポーツ合宿等誘致支援の充実 ②各種大会・スポーツ合宿誘致に関するPR活動の充実 ③合宿施設の整備 ④スポーツ合宿誘致委員会等を中心とした受入れ体制の充実

指標

指標名	現状値		目標値	
体育施設の利用者数	(令和5年度)	223,207人	(令和11年度)	200,886人
教室等参加者数	(令和5年度)	3,577人	(令和11年度)	3,219人
スポーツ協会加盟団体数	(令和5年度)	40団体	(令和11年度)	40団体
各種大会等参加者数	(令和5年度)	2,324人	(令和11年度)	2,091人

関連性の高いSDGs



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに

3 文化財の継承と活用



現状と課題

- (1) 本町が所蔵する「北海道白滝遺跡群出土品」について、令和5年に道内2例目、日本最古の国宝に指定されました。今後も地域の宝である貴重な文化財を、後世に守り伝えていくとともに、さらなる教育・文化活動への活用はもとより、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤としながら、持続可能な文化のまちづくりに取り組むことが求められます。
- (2) 町内の文化財関係の施設は、先史時代の考古資料から明治時代以降の歴史資料を展示し、保存と活用に取り組んでいます。各施設とも資料の特色を生かした企画展や講座の開催を通じ、文化財の普及活動を展開していますが、情報発信や特色を生かした学習プログラムの充実が求められます。
- (3) 令和元年に「アイヌ民族支援法」が制定されたことを契機に、アイヌ民族の伝統や文化に対する理解をさらに深める必要があります。本町においても、合気道の開祖である植芝盛平翁をはじめ、偉大な先人たちの精神を継承し、ふるさとを愛する心を育てていくために多彩な伝統・文化が輝く町をつくり上げていく必要があります。

基本的な考え方

- ・各種文化財を適切に保護・保全し、後世に継承するとともに、地域の宝として町内外に積極的に発信し、これからの未来につなげるための活用を進めます。
- ・先人や郷土出身者の精神を継承し、ふるさとを愛する人づくりを進めます。

施策

施策		主な内容
(1)	各種文化財の保全と活用	①各種文化財の保全 ②各種文化財の学習教材や観光資源としての活用 ③調査研究活動の推進 ④教育普及活動の充実
(2)	展示施設の整備と充実	①地域の特色ある歴史・文化・自然環境を反映した展示施設の整備 ②収蔵資料の整理・保管と活用 ③学校教育と連携した展示施設の活用
(3)	アイヌや伝統文化、郷土出身者の精神の継承	①アイヌ民族の伝統や文化に対する正しい理解の促進 ②先人や郷土出身者の精神の継承と活動支援 ③地域の伝統文化・芸能の継承と活動支援

指標

指標名	現状値	目標値
遠軽町埋蔵文化財センター利用者数	(令和5年度) 13,345人	(令和11年度) 14,012人
郷土館等利用者数	(令和5年度) 3,138人	(令和11年度) 3,294人
郷土館講座開催回数 参加者数	(令和5年度) 6回 270人	(令和11年度) 6回 283人

関連する計画

「白滝ジオパーク※基本計画」

関連性の高いSDGs



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



3 地域間・国際間交流の推進



現状と課題

- (1) 本町では、町外に住みながらもふるさとを愛し続ける人たちが集う「ふるさと会」との交流や、文化的なつながりと助け合う心のつながりを持った国内の友好都市交流など町外の人や地域との交流を進めています。これらの交流により、幅広い分野で地域の活性化を促すことが期待されるとともに、自分たちのふるさとを見つめ直す契機ともなることから、今後も交流を継続し、地域の活性化と誇り、愛着を持てるふるさとづくりにつなげていくことが求められています。
- (2) 文化やスポーツ、産業など、さまざまな分野で国際化が進展している中で、国際社会で活躍できる人材の育成や国際化に対応したまちづくりが求められています。海外の姉妹都市などとの交流を継続させるとともに、国際化に対応した環境整備を進める必要があります。

基本的な考え方

- ・ふるさと会や友好都市などとの交流を進め、地域の活性化と誇り、愛着を持てるふるさとづくりにつなげます。
- ・国際化に対応した人材育成やまちづくりを進めます。

施策

施 策		主な内容
(1)	地域間交流の推進	①友好都市との連携 ②ふるさと会との交流の充実 ③スポーツ、文化、産業等を通じた交流の支援 ④国宝を通じた地域間交流の推進 ⑤移住・定住の促進 ⑥地域おこし協力隊※の活用
(2)	国際交流の推進	①姉妹都市等との文化交流の充実 ②外国語指導助手の活用 ③国際交流に対する支援 ④国際化に対応した環境の整備

指標

指標名	現状値		目標値	
ふるさと会参加者数	(令和5年度)	64人	(令和11年度)	46人
多文化共生事業参加者数	(令和6年度)	72人	(令和11年度)	72人

関連性の高いSDGs



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



基本方針 6

みんなで拓く未来のまちづくり

基本目標 1 We Are (ワ)になってつなげるまちづくり

1 よりそい・ふれあい・ささえあうまちへ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 協働のまちづくりを進めるためには、情報の共有が基盤となることから、まちづくりに関する情報を町民に届ける広報活動が重要です。これらの情報はインターネット媒体への変化に対応するとともに、各種媒体を活用し、町民に届くように情報発信の手段を見直していく必要があります。
- (2) 各地域で町政懇談会などを開催しているほか、各種計画を策定する際に、町民の参加を求めるなど、町政に意見を反映するよう努めています。今後も、町民のニーズを把握して、ささえ合う町を目指す必要があります。
- (3) 自主的・主体的な地域活動は、町の活力と安全・安心の基盤となります。コミュニティ活動の一つである自治会活動は、古くからそれぞれの地域における町民同士の助け合いによって行われてきました。連帯意識の希薄化や未加入世帯の増加、役員の高齢化、担い手不足などの課題がみられることから、活動が停滞傾向にある地区もあり、危機的な状況ですが、町民による自治の形成には地域社会での活動を促進することが大切です。
- (4) 町内には、陸上自衛隊第25普通科連隊を主力とする部隊が駐屯し、災害発生時における支援はもとより、さまざまなイベントなどへの協力など、本町だけでなく、周辺市町村にとってもなくてはならない存在です。その家族も含めると本町の人口の約1割を占める自衛隊は地域に密着した存在であるとともに、医療、福祉、教育など、まちづくりに重要な役割を担っています。協働のまちづくりを推進するためにも、自衛隊の現体制が維持されるよう、存置活動に積極的に取り組む必要があります。

基本的な考え方

- ・町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組みます。
- ・コミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めます。
- ・関係団体と連携し、自衛隊の体制維持に取り組みます。

施策

施策	主な内容
(1) 各種媒体を活用した情報発信の充実	①広報の充実 ②インターネット媒体を活用したタイムリーな情報発信
(2) 広聴や意見交換の場の充実	①各種媒体を活用した広聴の充実 ②町民と町が気軽に参加できるしゃべり場の提供
(3) コミュニティ活動の促進	①コミュニティ活動への支援 ②コミュニティ団体間のネットワークづくり ③コミュニティ団体のまちづくりへの参加促進
(4) 自衛隊との共存共栄	①防災やイベント等まちづくり活動での連携 ②関係団体との連携による体制維持の取組

指標

指標名	現状値	目標値
遠軽町公式LINE登録者数	(令和5年度) 3,689人	(令和11年度) 4,900人
パブリックコメント実施回数	(令和6年度) 11回	(令和11年度) 15回
自治会数	(令和6年度) 92自治体	(令和11年度) 92自治体
自衛隊存置期成会要望活動回数	(令和6年度) 4回	(令和11年度) 4回

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナリシップで目標を達成しよう

2 男女共同参画の推進



現状と課題

(1) 将来にわたり、誰もが生き生きと暮らすことのできる多様性と活力のある社会を築いていくためには、性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現が不可欠となっています。しかしながら、根深く残る差別やハラスメントなど解決しなければならない課題が依然として残されています。男女平等参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるように進めることが必要です。

基本的な考え方

- ・男女ともその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築を進めていきます。

施策

施策		主な内容
(1)	男女共同参画の実現に向けた意識づくり	①男女がともに仕事と家庭生活を両立し、自らの意思に基づき社会参画できる環境づくり ②男女共同参画に関する理解の促進

指標

指標名	現状値		目標値	
啓発活動実施回数	(令和5年度)	0回	(令和11年度)	2回

関連する計画

「市町村男女共同参画計画」

「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

関連性の高いSDGs



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



17 パートナリシップで目標を達成しよう

基本目標2 みんなに届く組織づくり

1 アイデアあふれる行政運営

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



現状と課題

- (1) 計画的・効果的な行政運営を推進するため、施策などの成果及び達成度を客観的に点検・評価し、改善し続けるPDCAサイクル※を徹底した事業運営に努めることが必要です。また、公共施設については、経年による老朽化や人口減少などによる稼働率の低下、管理運営コストの増加などにより、現状の数と規模を維持していくことは困難な状況にあるため、利用状況や町民・関係団体などの意見を踏まえ、見直しを進めることが必要です。
- (2) 行政サービスについては、デジタル技術を活用したサービスの向上や事務処理の効率化を進め、あわせて職員育成を通じてスキルアップする必要があります。また、指定管理者制度※などを活用し、事務・事業の効率化に引き続き取り組んでいくことが必要です。
- (3) さまざまな分野で周辺の関連自治体と連携し、広域的な取組を行っています。一つの町で取り組むより広域化することで効果が高まるものについては積極的に連携して取り組む必要があります。

基本的な考え方

- ・PDCAサイクル※により各種事業を管理し、目的達成に向け取り組みます。
- ・行政サービスの維持向上を目指す一方、事業の効率化に努めます。

施策

施策		主な内容
(1)	計画的・効率的な行政運営の推進	①行政改革の推進 ②施策等の成果及び達成度の客観的な点検・評価 ③PDCAサイクル※の徹底
(2)	行政サービスの質の維持・向上	①民間委託・指定管理者制度※の推進 ②オンライン手続きの充実 ③窓口サービスの向上 ④サービスデザイン※思考をもった人材育成
(3)	広域行政の推進	①関係市町村との広域的な取組の推進 ②新たな枠組みやネットワークによる広域的な取組の検討

指標

指標名	現状値	目標値
公共施設の年間収支	(令和5年度) △1,343百万円	(令和11年度) △1,159百万円
電子申請可能事務数	(令和6年度) 35事務	(令和11年度) 65事務
遠軽地区3町における連携分野数	(令和6年度) 4分野	(令和11年度) 4分野

関連する計画

「遠軽町定員管理適正化計画」
「遠軽町人材育成基本方針」
「遠軽町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」
「遠軽町行政改革大綱及び行政改革推進計画」
「遠軽町公共施設等総合管理計画」
「遠軽町公共施設の見直し方針」

関連性の高いSDGs



8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナリシップで目標を達成しよう

2 持続可能な財政運営

現状と課題

- (1) 町の将来を見据え、常に危機感を持ち財政秩序を保ちながら、まちづくりを展開していく必要があります。そのため、引き続き計画的な財政運営を行い、限りある財源と人材による効果的な行政運営を行えるよう不断の行政改革の取組が必要です。事務事業の見直しや効率化による経費の節減を図ることはもとより、将来得られる経済効果、財政負担などを見据えた財源確保が求められます。

基本的な考え方

- ・持続可能な財政運営に向け、将来のリスクを踏まえた財政運営を行うとともに、安定した財政基盤を確立します。

施策

施 策		主な内容
(1)	財政運営・基盤の効率化	①長期的視点に立った財政運営 ②経費の節減、事業の合理化による歳出の削減 ③コスト意識の高揚 ④町税等の収納率向上 ⑤分かりやすい財政状況の周知 ⑥ふるさと納税※の促進

指標

指標名	現状値		目標値	
財政調整基金※残高	(令和5年度)	3,792百万円	(令和11年度)	2,000百万円

関連する計画

「遠軽町財政計画」

関連性の高いSDGs



11 住み続けられるまちづくりを